

令和 7 年 3 月

## 公衆浴場の浴槽水に係る水質基準改正のご案内

公衆浴場における水質基準等に関する指針が一部改正され、浴槽水の水質基準が「大腸菌群」から「大腸菌」に改正されました。

### ■ 概要

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1)に基づき、実施されています。

下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)の一部改正が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が令和6年12月18日に改正されました。

### ■ 改正の内容

公衆浴場の浴槽水の水質基準及び検査方法について、以下の通り変更となります。

対象	改正前	改正後
浴槽水	検査項目 基準 検査方法 大腸菌群 1個/mL以下であること 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。	大腸菌 1個/mL以下であること 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)別表第1(第6条)の大腸菌数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。

### ■ 検査報告書等の変更点

①検査報告書：検査項目である「大腸菌群」が、「大腸菌」となります。

(変更前)

上記試料についての検査結果は下記の通りです。

検査項目	検査結果	定量下限値	検査方法
大腸菌群数	0 個/mL	0	昭和37年厚・建令1号・別表1

(変更後)

上記試料についての検査結果は下記の通りです。

検査項目	検査結果	定量下限値	検査方法
大腸菌	0 個/mL	0	昭和37年厚・建令1号・別表1

②検査済証：検査項目である「大腸菌群」が、「大腸菌」となります。また、検査方法が、「デソキシシコール酸塩培地法」から「特定酵素基質培地法」となります。

(変更前)

検査項目	検査結果	定量下限値	検査方法
大腸菌群数	適合	1個/mL以下	デソキシシコール酸塩培地法

(変更後)

検査項目	検査結果	定量下限値	検査方法
大腸菌	適合	1個/mL以下	特定酵素基質培地法

□本社	〒721-0957	広島県福山市箕島町南丘399番地46	TEL:(084)981-0181	FAX:(084)981-0171
□DNA多型検査室	〒720-0832	広島県福山市水呑町456-2 FML Group Office 4F	TEL:(084)956-4448	FAX:(084)956-4449
□東京支所	〒101-0042	東京都千代田区神田東松下町28番地 エクセル神田7階A号室	TEL:(03)3526-2253	FAX:(03)3526-2254
□大阪支所	〒532-0002	大阪府大阪市淀川区東三国4丁目11-4新大阪明成ビル3F	TEL:(06)6151-2572	FAX:(06)6151-2573
□岡山支所	〒700-0965	岡山県岡山市北区西長瀬261-105	TEL:(086)245-8213	FAX:(086)246-4091
□広島支所	〒732-0057	広島県広島市東区二葉の里1丁目2-7	TEL:(082)263-6561	FAX:(082)262-1278
□山陰支所	〒683-0845	鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目5-12	TEL:(0859)37-2061	FAX:(0859)37-2062
□島根支所	〒699-0111	島根県松江市東出雲町意宇南6丁目4-7 ラメゾン プロスペリテ II 101	TEL:(0852)67-1666	FAX:(0852)67-1667

